

平成 27 年度国民健康保険税の改正について

国の税制改正に基づく市税条例の改正により、今年度から国民健康保険税は、基礎課税額（医療分）の賦課限度額が 51 万円から 52 万円に、後期高齢者支援金等課税額（支援金分）の賦課限度額が 16 万円から 17 万円に、介護納付金課税額（介護分）の賦課限度額が 14 万円から 16 万円にそれぞれ変更となりました。

また、世帯の所得が一定額以下の場合に軽減される応益分保険税（均等割・平等割）の、2 割軽減と 5 割軽減の対象範囲が拡大されることとなりました。

なお、平成 27 年度国民健康保険税納税通知書は 7 月中旬に送付する予定です。

● 賦課限度額の比較表

(単位：円)

	医療分	支援金分	介護分 (40～64歳)	計
26年度	510,000	160,000	140,000	810,000
27年度	520,000	170,000	160,000	850,000
増減額	10,000	10,000	20,000	40,000

● 軽減対象範囲の拡大

- ① 2 割軽減…前年度の世帯の総所得等が、下記の計算による所得判定基準額を下回る場合に対象となります
- 26年度: $33 \text{万円} + (45 \text{万円} \times \text{被保険者数})$ (例: 3人世帯で収入は夫のみ、給与収入 約 265 万円 {所得 約 168 万円})
- 27年度: $33 \text{万円} + (47 \text{万円} \times \text{被保険者数})$ (例: 3人世帯で収入は夫のみ、給与収入 約 274 万円 {所得 約 174 万円})
- ◆ 例のとおり所得判定基準額の引き上げにより、夫の給与収入のみの 3人世帯の場合、給与収入が前年度よりも 9 万円多い約 274 万円まで、2 割軽減の対象となりました
- ② 5 割軽減…前年度の世帯の総所得等が、下記の計算による所得判定基準額を下回る場合に対象となります
- 26年度: $33 \text{万円} + (24.5 \text{万円} \times \text{被保険者数})$ (例: 3人世帯で収入は夫のみ、給与収入 約 177 万円 {所得 約 106 万円})
- 27年度: $33 \text{万円} + (26 \text{万円} \times \text{被保険者数})$ (例: 3人世帯で収入は夫のみ、給与収入 約 184 万円 {所得 約 111 万円})
- ◆ 例のとおり所得判定基準額の引き上げにより、夫の給与収入のみの 3人世帯の場合、給与収入が前年度よりも 7 万円多い約 184 万円まで、5 割軽減の対象となりました

平成27年度後期高齢者医療保険料の軽減見直しについて

低所得者層に対する保険料の負担を軽減するため、均等割軽減の所得判定基準が見直され、2 割軽減と 5 割軽減の対象範囲が拡大されることとなりました。

なお、平成 27 年度後期高齢者医療保険料決定通知書は 7 月中旬に送付する予定です。

● 軽減対象範囲の拡大

- ① 2 割軽減…前年度の世帯の総所得金額等が、下記の計算による所得判定基準額を下回る場合に対象となります
- 26年度: $33 \text{万円} + (45 \text{万円} \times \text{世帯の被保険者数})$
(例: 夫婦 2人世帯で年金収入のみ 夫 258 万円、妻 135 万円 {世帯総所得 約 123 万円})
- 27年度: $33 \text{万円} + (47 \text{万円} \times \text{世帯の被保険者数})$
(例: 夫婦 2人世帯で年金収入のみ 夫 262 万円、妻 135 万円 {世帯総所得 約 127 万円})
- ◆ 例のとおり所得判定基準額の引き上げにより、夫婦 2人世帯（共に被保険者）で年金収入のみの場合、夫の収入が前年度よりも 4 万円多い 262 万円まで、2 割軽減の対象となりました
- ② 5 割軽減…前年度の世帯の総所得金額等が、下記の計算による所得判定基準額を下回る場合に対象となります
- 26年度: $33 \text{万円} + (24.5 \text{万円} \times \text{世帯の被保険者数})$
(例: 夫婦 2人世帯で年金収入のみ 夫 217 万円、妻 135 万円 {世帯総所得 約 82 万円})
- 27年度: $33 \text{万円} + (26 \text{万円} \times \text{世帯の被保険者数})$
(例: 夫婦 2人世帯で年金収入のみ 夫 220 万円、妻 135 万円 {世帯総所得 約 85 万円})
- ◆ 例のとおり所得判定基準額の引き上げにより、夫婦 2人世帯（共に被保険者）で年金収入のみの場合、夫の収入が前年度よりも 3 万円多い 220 万円まで、5 割軽減の対象となりました

◆ お問い合わせ 市民税係 ☎ 2 1 2 1